

第7回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和6年1月10日(水) 午後3時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1番 米廣 勝</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">2番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">3番 松原利志</td> <td style="width: 10%;">出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田 博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">秋山一寛</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">藤原 昇</td> <td style="width: 10%;">欠</td> </tr> <tr> <td>井上 誠</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 4人</td> </tr> </table>	1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 7人				吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	欠	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 4人	
1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出																										
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出																										
7番 村岡幸枝	出	出席 7人																													
吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	欠																										
井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 4人																											
4 欠席委員	藤原 昇 推進委員																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	1番 米廣勝 委員 2番 野見幸雄 委員																														
7 議事内容等	<p>(1) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書について(東小鹿)</p> <p>(2) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書について(大瀬)</p> <p>(3) 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書について(大瀬)</p> <p>(4) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書について(大瀬)</p> <p>(5) 議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)について</p> <p>(6) 議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について</p>																														
8 報告事項	<p>(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>(3) 治山事業施行地に係る農地の保安林指定について</p> <p>(4) 農地法第3条の規定による許可の取消しについて</p> <p>(5) 農地の利用目的等変更通知書につて</p>																														
9 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p style="margin-left: 40px;">○令和6年2月総会</p> <p style="margin-left: 80px;">2月9日(金) 午前9時～</p> <p style="margin-left: 80px;">三朝町役場 第2会議室</p> <p>(2) その他</p>																														
11 閉会	午後4時15分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第7回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長さん、ご挨拶をお願いします。</p>
2. 議長挨拶	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。</p> <p>年始から石川県では大変な地震が起きて、大きな被害が出ています。三朝町においても水害の後遺症があります。現状を踏まえて各集落から今年度の植え付け予定が出てくるものと思います。皆さんのほうでも情報収集を行って情勢の把握をぜひよろしくをお願いします。</p> <p>それでは今月もよろしくお願いいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席の農業委員さんは7名中、7名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、1番 米廣勝 委員、2番 野見幸雄 委員、を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書について（東小鹿）	
議長	<p>「議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書について（東小鹿）」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書について（東小鹿）」説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p>

	<p>案件は、東小鹿地内でございます。</p> <p>申請人（譲受人）は許可を受けて、父親所有の樹園地を転用し住宅を新築して生活を始められています。生活をはじめられた中で不都合な点を感じられ、居住環境の利便性と安全性の向上のため、駐車スペース、住宅裏手からの進入路、ガーデンスペース等を確保し、あわせてイノシシ等の進入を防ぐため住宅から一定の距離をとることを目的とするものでございます。</p> <p>用地につきましては隣接する父所有の樹園地の一面を分筆し、転圧整正を行って住居と一体的に利用するスペースを確保するものでございます。</p> <p>雨水につきましては、勾配が設けられ隣接する道路側溝へ流すこととしております。</p> <p>資力につきましては、譲受人の預金口座にて工事代金以上の残高を確認し、実施は確実と判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。</p> <p>1 番の米廣委員さん、お願いします。</p>
1 番農業委員	<p>本日午後 2 時に、吉田推進委員さん、山本事務局長さん、大村専門員さんとで、申請人から説明を受けました。</p> <p>計画内容につきましては居住環境の利便性と安全性の向上のため、住宅に隣接する果樹園を分筆して住宅用地とするもので、用地の境界につきましては説明のとおり勾配を付けるなどして土砂等の流出を防ぐこととされており問題は生じないと思っております。</p> <p>雨水排水につきましては用地に勾配を付けて道路側溝に排水する計画となっております、周辺への影響は無いものと判断したところでございます。</p> <p>以上、現地確認の報告とします。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。</p>
議長	<p>皆さんご質問はありませんか。</p> <p>【無しの声】</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（東小鹿）、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》</p>

	<p>それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書について（東小鹿）は承認されました。</p>
(2) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬）	
議長	<p>「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬）」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬）」説明させていただきます。</p> <p>21ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>案件は、大瀬地内でございます。</p> <p>申請人（借受人）は、土地建物の賃貸と管理・仲介・売買を行う会社で、コンビニエンスストアの店舗を建築造成し、コンビニエンスストアチェーンに貸店舗として提供しています。</p> <p>案件は、借受人がコンビニエンスストアの店舗及び駐車場を建築造成し店舗用地としようとするものでございます。</p> <p>用地につきましては、申請地のほかに隣接する宅地、里道、水路も含まれています。里道、水路については付替えを行う予定で、関係機関や地元関係者への協議、調整が行われており、代替の里道、水路は同等のものを設置する計画となっております。</p> <p>用地造成についてはL型擁壁を設け、埋め上げを行います。排水につきましては、汚水は公共下水道に接続し、雨水は隣接する道路側溝へ流すこととしています。</p> <p>隣接の農地については、貸付人の所有であり、既存の進入路についても転用の影響はなく、通作に支障はないものと判断しました。</p> <p>資力については、借受人の預金口座の残高証明書にて工事代金以上の残高を確認し実施は可能と判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。</p> <p>3番の松原委員さん、お願いします。</p>
3番農業委員	<p>1月9日午前10時に、山本会長さん、村岡委員さん、山本事務局長さん、大村専門員さん、とで、申請人から説明を受けました。</p> <p>計画内容につきましてはコンビニエンスストアの建築造成のための転用で、申請地のほか隣接する宅地、里道水路を含めて用地とするものです。</p> <p>造成はL型擁壁を設けて埋め上げ、用地の境界につきましては説明のとおり勾配を付けるなどして土砂等の流出を防ぐこととされており問題は生じないと思ったところ です。</p>

	<p>排水につきましては、雨水は用地に勾配を付けて道路側溝に排水し、汚水につきましては公共下水道に接続して処理する計画となっております、周辺への影響は無いものと判断したところです。</p> <p>また用地のなかにある里道、水路については付替えを行うこととし、関係機関への協議がなされ、同等のものを設置する計画で、周辺の農地の通作に影響がないものと判断したところです。</p> <p>以上、現地確認の報告とします。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。</p>
4 番農業委員	<p>周辺の農地の耕作の様子で、グリーンサービスが作業をされていてコンバインが入るのに、貸付人の土地を通して入っていたように記憶しているのだが、転用が農地の利用に本当に影響はないのか。</p>
事務局	<p>隣接農地の所有者は貸付人であり、また転用については区長や水利組合の確認同意は得られていますが、そのほかの耕作の状況については確認できていません。</p> <p>のちほど状況を情報収集して通作に影響がないかについて確認をします。この件については置いておいて、その他の点についてご意見を伺うこととしてよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>通作の状況については確認をして、影響がないことを確認していただくようお願いします。</p> <p>ほかに皆さんご質問はありませんか。</p> <p>【無しの声】</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）について、意見のあった通作の影響については確認をすることとして、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》</p> <p>それでは、議案第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）は農地の利用に影響がないか確認されたうえで承認することとします。</p>
<p>(2) 議案第 1 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（大瀬） 議案第 1 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（大瀬）</p>	
議長	<p>「議案第 1 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（大瀬）」を議題とします。</p> <p>なお本議案は、「議案第 1 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（大瀬）」と関連しますので併せて審議を行います。</p> <p>事務局は議案第 1 6 号、議案第 1 7 号の説明を併せて行ってください。</p> <p>なお、議案の採決につきましては、1 件ごとに行いますので宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは議案第 1 6 号、議案第 1 7 号の説明をさせていただきます。</p>

	<p>56ページから議案書を開いていただきたいと思います。56ページから議案第16号、85ページから議案第17号となります。</p> <p>本申請について説明させていただきます。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本件につきましては、大瀬地内の案件で、先ほどの議案第15号にありましたコンビニエンスストアの建築造成に伴う代替の里道、水路として、それぞれの申請者所有地の一部を転用するものです。</p> <p>申請者ごとに議案第16号が代替の里道と水路、議案17号が代替の水路として申請がされております。</p> <p>代替の里道、水路としたのちに、コンビニエンスストア用地に含まれる既存の里道水路と交換される計画です。</p> <p>代替の里道、水路については、関係機関への協議は行われており、また造成計画図により構造を確認し、既存の里道、水路と同等のものを設置する計画となっています。</p> <p>工事については、コンビニエンスストアの建築造成工事を実施する日本地所倉庫株式会社が併せて実施することとしており、その費用も負担することになっています。</p> <p>資力については、日本地所倉庫株式会社の預金口座の残高証明書にて工事代金以上の残高を確認し実施は可能と判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p> <p>以上簡単ですが、議案第16号、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書について（大瀬）の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。 3番の松原委員さん、お願いします。</p>
3番農業委員	<p>1月9日午前10時に、山本会長さん、村岡委員さん、山本事務局長さん、大村専門員さんとで、申請人から説明を受けました。</p> <p>計画内容につきましては、それぞれの申請者がコンビニエンスストアの建築造成に伴う、代替の里道、水路として転用するものです。</p> <p>代替の里道、水路については、関係機関への協議がなされ、同等のものを設置する計画で、周辺の農地の通作に影響がないものと判断したところで。</p> <p>以上、現地確認の報告とします。</p>
議長	<p>これより皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいますが、質疑は1件ごとに行います。</p>

	<p>まず議案第16号についてのご意見、ご質問を受けます。</p> <p>【質疑なしの声】</p> <p>それでは議案第16号についての質疑等がないようですので、続きまして議案第17号についての質疑を受けます。 ございませんか。</p> <p>【質疑なしの声】</p> <p>質疑がないようですので質疑を打ち切ります。</p>
議長	<p>それでは、まず議案第16号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬）」は承認されました。</p> <p>続きまして、議案第17号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬）」は承認されました。</p>
(4) 議案第18号 農用地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	<p>「議案第18号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第18号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を説明させていただきます。</p> <p>111 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。

	<p>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。</p> <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> <p>以上、「議案第18号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第18号 農用地利用集積計画（利用権設定）について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第18号 農用地利用集積計画（利用権設定）については、承認されました。</p>
(5) 議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	<p>「議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。</p> <p>117 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>農地中間管理事業第18条第1項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第19条第3項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第5項の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。

	<p>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。</p> <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> <p>以上、「議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第19号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しましたので、</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、5件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>報告(2)の農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、2件の合意解約の届出が出ておりますが、それぞれ次の耕作者が予定されております。ご確認ください</p> <p>報告(3)の治山事業施行地に係る農地の保安林指定につきましては、令和3年7月の豪雨災害により土砂が流出した農地について、保安林指定して治山事業を実施することについて意見照会がありました。</p> <p>当該農地は土砂が流出し、岩や流木が堆積している状態であり、治山ダムを設置し</p>

	<p>て流域の安全を確保することは地元の要望でもあることから、当該農地を保安林指定し治山事業を実施することについて適当と判断したものです。</p> <p>報告（４）の農地法第３条の規定に基づく許可の取消しにつきましては、 11月総会において従前から耕作していた農地の交換を行うことについて申請を受け許可していましたが、一方の農地を宅地に転用して借地することとなり、許可の取消しを行うものです。</p> <p>報告（５）の農地の利用目的等変更通知書につきましては、 道から落ち段になっている農地のかさ上げを行うものです。真砂土で埋め立てて道路高にして利用性の向上を図るものです。現地につきましては三朝地区の農業委員さんとともに確認をしております。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和6年2月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 2月9日（金）午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) その他</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p>【委員会終了：午後4時15分】</p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月10日

議 長

(記名)

議事録署名委員

1 番 農業委員

(記名)

2 番 農業委員

(記名)
